第5回 総社市再出発制度改革委員会(概要)

平成26年7月14日(月)

総合福祉センター2階教養研修室

 $14:30\sim16:40$

出席委員:6名 全員 半数以上の出席であり委員会は成立

委員会公開の確認

本日の委員会を公開することを委員相互で確認

【報告事項】

(1) 要望等の記録制度を開始したことについて

(事務局) 前回(第4回)の意見を踏まえ様式など一部修正し、7月4日から記録制度を 開始した旨を報告。運用状況は委員会へ随時報告する。

(2)公正な職務遂行のための制度改革に関する行程表

(事務局) 前回(第4回)において「時期を明確にした行程表」の再提出という意見を踏まえ、一部修正した行程表について報告。コンプライアンス条例(仮称)を軸とし対策を講じる。条例は12月定例市議会に提案予定。議決されれば来年1月から施行予定。通報制度、職員倫理に関する対策も条例施行にあわせて本格実施の予定

(委員発言)

- 条例,規則,マニュアルのどこに、どのような具体的な対策が記載されるのか解らないので、もう少し詳細な資料を求める。
 本 次回 資料提出
- ・ 入札・契約の制度改革との関連が解らない。全体構成が解る内容を望む。

- ・ 原因→問題点→対策という部分が示されていないので、委員間で意識共有が出来ていない。この部分は早急に整理すべき。
- また、関係者ヒアリングについても検討してほしい。
- ・ 市役所内に既存のルールはあるものの、それが守られなかった。これは今回の事件から 明らかなこと。庁内ガバナンスの観点から、内部ルールが守られているかチェックする 機能が必要と思う。
- ・ 「情報開示」「職員モラルの向上」「不当要求出来ない環境づくり」,この3点に留意して 欲しい。

【審議事項】

(1) 指名停止要領の改正の提言について

(事務局) 前回(第4回)で資料請求のあった県下14市の停止期間を比較した資料は、 送付している通りです。国のモデルに準じた内容、法令違反に厳しく対処する 改正とし、抑止力としての効果に期待するもの

(委員発言)

- 「○ヶ月以上」という下限の期間が他市に比べ短い。
- 「○ヶ月以上○ヶ月以内」の幅が広いものがある。強化の主旨は理解するが、停止 期間の判断基準を明確にしておかないと事案が発生した際の運用が難しいのでは。
- ・ 指名停止措置を受けた業者と下請け契約できない旨を工事契約書に規定した方が良い。
- ・ 指名停止期間36ヶ月の措置をした業者が、会社を廃止、新設した場合、競争入札 参加資格申請から指名選定までの期間が現行制度では約12ヶ月。これで指名停止 強化の効果が期待出来るか疑問に思う。
- ・ 競争入札参加資格申請から指名選定までの期間を延長出来ないのか。
- 新規で資格申請をする業者が何件あるか資料提出をお願いする。その際に、市内、

準市内の区分もお願いする。 ⇒ 次回 資料提出

- ⇒ 指名停止要領の改正は、委員の意見を踏まえ、再考をお願いする。
- (2) 競争入札参加申請から指名選定までの事務に関する提言について

(事務局) 資料に基づき, 事務手順を説明

(委員発言)

- 申請件数は、どの位あるか
 - ⇒ (事務局)過去2年の状況を回答
- ・ 指名委員会における副市長の発言に影響力はあるか
 - ⇒ (事務局)委員会は合議制で行われている。副市長は委員長であり規定では 最終的な決断者となる。
- 委員会に議事録が無い様なので、議事録の作成の検討をお願いしたい。
- 指名選定に工事成績の反映はどの様にしているのか。
 - ⇒ (事務局) 工事成績が悪い場合は、選定で考慮している。
- ・ 工事成績が良い業者への配慮もしっかり行う様に
- ・ 指名委員会の開催頻度はどの位か。
 - ⇒ (事務局) 月に1回又は2回
- 下請け契約に何らかの基準を設ける事は出来ないか。
- ・ 法令違反をした業者が、別な会社となって申請するケースへの対策が必要では。 申請から指名選定までの期間を3年位に延長出来ないか。
- ・ 今回の事件に該当するような業者に限定した対策は如何なものか。更生し、やり直 そうとする業者に影響が出るのは良くない。広く全体を意識して対策を講じるべき と思う。
- 運用基準に定めている指名基準は、もう少し解りやすく出来ないか。
- ペーパーカンパニーの点検は実施すべき。
- ⇒委員会としては、本日は意見がまとまらないため、継続審議とする。

【第5回のまとめ】

- 公正な職務遂行に関し、条例、規則、マニュアルのどこに、どのような具体的な対策 が記載されるのか解らないので、もう少し詳細な資料を求める。その際、入札・契約
 - 制度との関連も考慮すること。
- 事件の原因→問題点→対策という部分を整理し、委員間で意識共有を図る。その際に 関係者へのヒアリングも検討して欲しい
- 指名停止要領の改正は、委員の意見を踏まえ再考をお願いする。
- 指名委員会の議事録の検討
- 繰り返し不正行為を行う業者を抑制できる仕組みを研究してほしい。

閉会

次回委員会について

日時:第6回 平成26年7月31日(木)午前10時から